

# 第8回 設楽ダム建設事業環境影響評価 技術検討委員会資料

平成19年5月24日

国土交通省 中部地方整備局  
設楽ダム工事事務所

# 1. 環境影響評価の流れ

# (1) 環境影響評価の要件と設楽ダムへの適用

「環境影響評価法」(第二条)に基づき環境影響評価を実施するダム事業の要件(「環境影響評価法施行令」(別表第一))

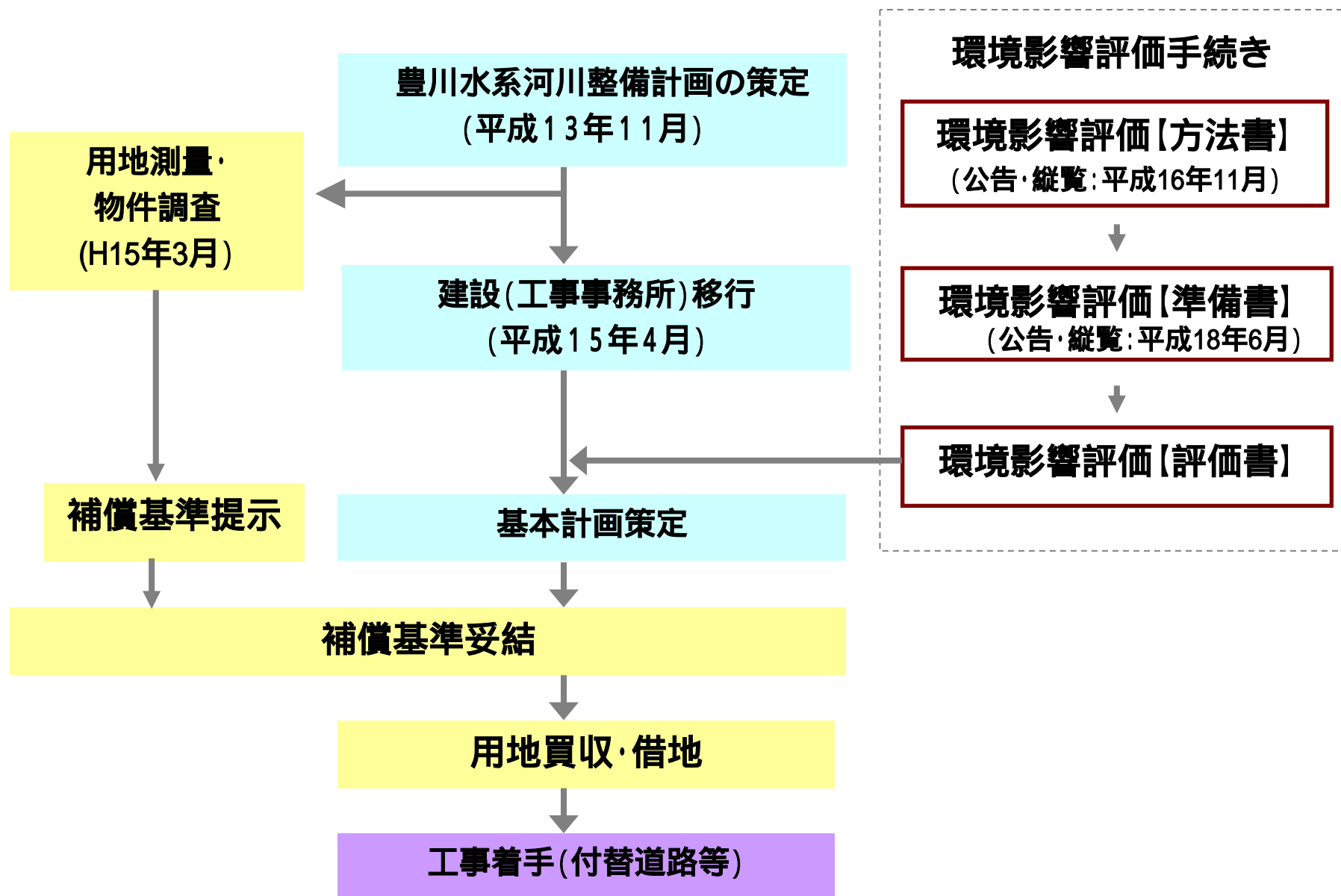
新築されるダムの規模	区分	アセス実施の判定
サーチャージ水位における貯水面積	100ヘクタール以上	第一種事業 環境影響評価を必ず実施
	75ヘクタール以上 100ヘクタール未満	第二種事業 第二種事業判定基準(主務省令)に基づき主務大臣が判断

注) サーチャージ水位がないダムでは、常時満水位

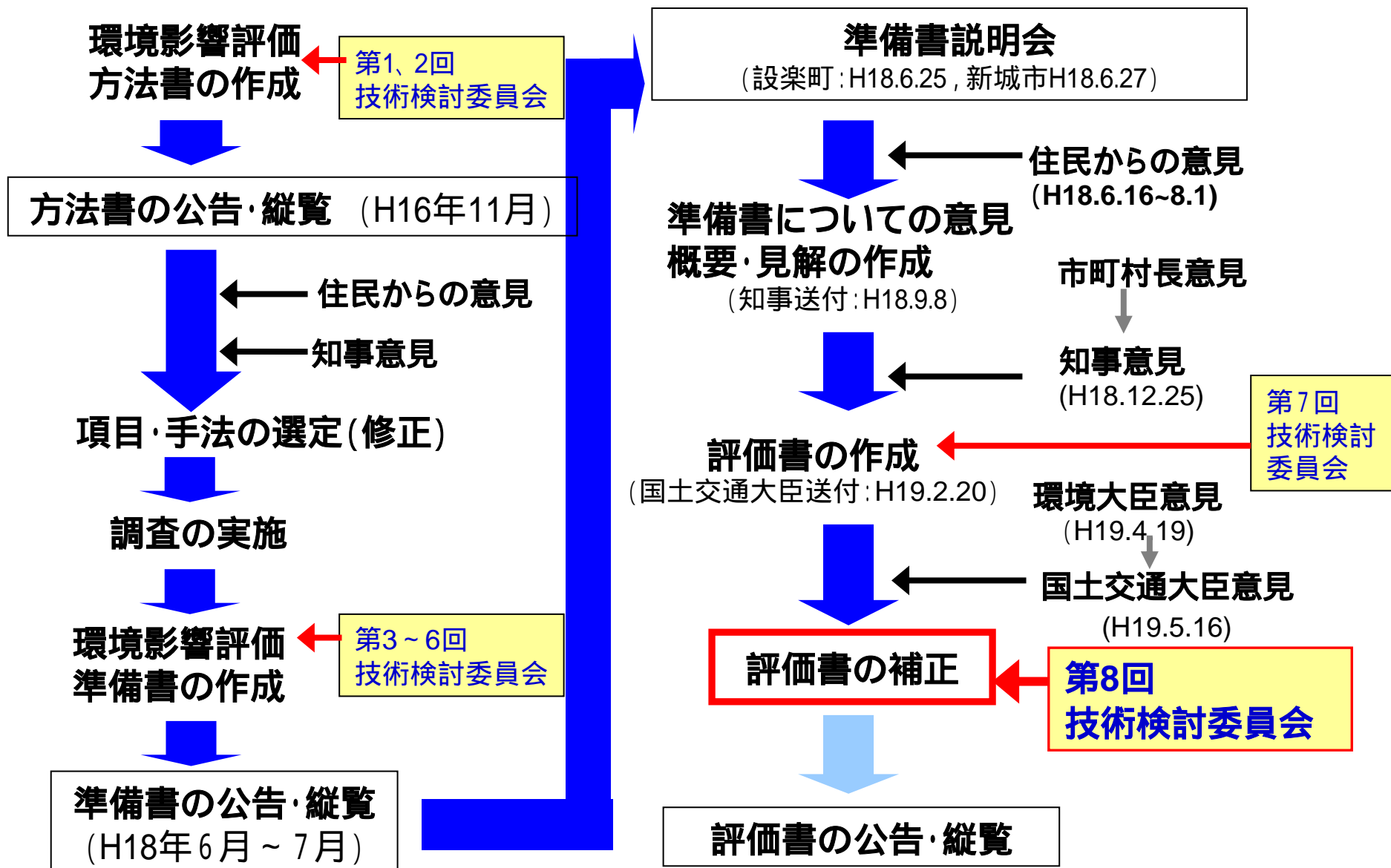


設楽ダムの貯水面積 : 297ヘクタール  
(第一種事業に該当。アセス法に基づく環境影響評価を実施)

## (2) 環境影響評価の実施時期と位置付け



# (3) 環境影響評価手続きの流れ



## 2. 国土交通大臣意見とその対応方針

# 国土交通大臣意見とその対応方針

・送付された環境影響評価書についての国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

## 意見 - 1

本事業については、施工設備予定地、原石山予定地、付替道路等の改変面積を極力減少させる等、環境影響の低減に向けた取り組みが見られるところであるが、事業の実施に当たっては、環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるよう、より一層の環境影響の低減に努めること。

## 対応方針

事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を実行可能な範囲内で導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 意見 - 2

事後調査等の実施に当たっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮すること。

## 対応方針

事後調査等の実施に当たっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮していきます。



# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 意見 - 3

今後、事業実施に伴い必要となる環境に関する調査及び対策等については、内容及び費用を公表すること。

## 対応方針

本事業を進めていくに当たっては、今後、事業実施に伴い必要となる環境に関する調査及び対策等については、内容及び費用を公表していきます。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 意見 - 4

本事業の環境保全措置として整備する湿地については、環境教育の場等として活用されるよう、関係機関との連携に努めること。

## 対応方針

本事業の環境保全措置として整備する湿地については、環境教育の場等として活用されるよう、関係機関との連携に努めます。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

・環境大臣意見を踏まえた国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

意見 - 1：ネコギギについて

( 環境大臣意見と同様 )

本事業は、豊川上流に生息するネコギギの重要な生息域のうち、事業実施区域における生息域を消失させることから、その生息域の改変に当たっては、下記の点を含む必要な対策を講じること。

本評価書においては、環境保全措置として改変区域内に生息する個体を改変区域外の生息適地へ移植することを掲げているが、現段階ではネコギギの移植に関する知見及び移植の事例は少なく、措置の効果に係る知見が十分に得られているとは言えないことから、移植については、十分慎重に実施するとともに、事後調査を行い、移植した個体群が安定して生息していることを専門家の意見を聞く等により確認すること。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 対応方針

ネコギギについては、現在の生息・生育状況等から生息・生育に適する環境条件を確認し、専門家の指導、助言を得ながら、移植先の動植物の生息・生育状況の調査結果を踏まえ移植適地を選定する等、慎重に移植を実施します。

また、移植後においては、事後調査を行い、移植した個体群が安定して生息していることを専門家の指導、助言を得ながら、確認していきます。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 意見 - 2 : クマタカについて

( 環境大臣意見と同様 )

本事業は、事業実施区域及びその周辺に生息するクマタカの生息環境の一部を改変するとともに、営巣が確認されている場所に極めて近い区域で実施されるものであることから、その繁殖に影響を及ぼすおそれがある。

このため、工事の実施に当たっては、事後調査を実施し、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じ工事を一時中断するなどの環境保全措置を確実に実施すること。

## 対応方針

クマタカについては、工事の実施に当たって、事後調査を実施し、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じ工事を一時中断するなどの環境保全措置を確実に実施します。また、評価書は、事後調査を行うという位置づけに補正します。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

**意見 - 3 : 東海自然歩道、愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園への影響について**

**( 環境大臣意見と同様 )**

愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園は、東海自然歩道（以下、「自然歩道」という。）及びその周辺の風致の維持等を図り、もって連続性を持った一連の自然環境を保全するための区域として指定されたものであることから、ダム建設及び湛水によって、その保全目的の中核である自然歩道と公園区域の連続性が失われることになれば、本公園の風致に著しい影響を及ぼすと指摘されている。

本評価書においては、環境保全措置として新たな自然歩道のルートを設定するとしているが、その際には、自然歩道の機能の代償のみならず、国定公園としての風致の連続性が確実に維持されることとなるよう、関係機関と十分な調整を行うこと。

# 国土交通大臣意見とその対応方針

## 対応方針

東海自然歩道の指定替えルートを設定するに当たっては、愛知県、環境省等の関係機関と十分調整を行い、国定公園としての風致の連続性が確実に維持されることとなるよう努めます。